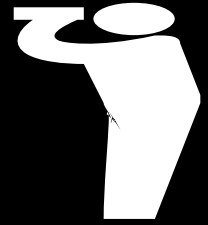


迷惑防止条例改正!!

盗撮規制強化



嫌がらせ行為 規制追加

令和4年2月1日から施行されます

★規制場所の撤廃

県内全ての場所において、衣服等で覆われている身体や下着を盗撮・のぞき見する行為を禁止します。

★規制行為の拡大

住居内、風呂、トイレ等で裸や半裸でいる人を盗撮、のぞき見する行為を禁止します。

★盗撮準備行為の禁止

盗撮を実行する前でも、盗撮する目的でカメラを設置したり、向ける行為を禁止します。

★嫌がらせ行為の禁止

正当な理由がなく、専ら、特定の者に対する妬みや恨み等の感情等を満たすため、特定の者等に対して、次の行為を反復して行うことを禁止します。

○つきまとい ○行動監視 ○義務なき要求 ○粗野・乱暴な言動
○連続電話等 ○汚物等送付 ○名誉の侵害 ○性的羞恥心の侵害

盗撮
のぞき

嫌がらせ



罰則

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

詳しくは、県警本部又は最寄りの警察署まで



長野県警察

「長野県迷惑行為等防止条例」の改正概要

盗撮・のぞき規制強化

「公共の場所又は乗物」に限られていた盗撮・のぞき（盗撮等）を、全ての場所で禁止するほか、盗撮の目的で撮影機器を設置する行為等を禁止します。

★規制場所の撤廃

衣服等で覆われている他人の身体又は下着を対象として行われる盗撮等を「公共の場所又は乗物」に限らず、全ての場所で禁止します。

例：学校や会社等の階段において盗撮等をする行為

★規制行為の拡大

住居、浴場、更衣場、便所等人が通常衣服の全部又は一部を着けないでいるような場所に当該状態にいる人を盗撮等する行為を新たに禁止します。

例：自宅のお風呂等で入浴中の人を盗撮する行為

★盗撮準備行為の禁止

盗撮を実行する前でも、盗撮目的で撮影機器を設置する行為や撮影機器を向ける行為を新たに禁止します。

例：個室トイレに小型カメラを仕掛ける行為や隙間からスマートフォンを差し向ける行為

嫌がらせ行為規制追加

正当な理由がなく、専ら、特定の者に対する妬みや恨み等の感情等を満たすため、特定の者等（配偶者や同居の親族等）に対して、下記①から⑧の嫌がらせ行為を反復して行うことを新たに禁止します。

★嫌がらせ行為の禁止

- ①つきまとい ②行動監視 ③義務なき要求
- ④粗野・乱暴な言動 ⑤連続電話等 ⑥汚物等送付
- ⑦名誉の侵害 ⑧性的羞恥心の侵害

【事例】

- (1号) 被害者の自宅や勤務先のほか、たまたま被害者が立ち寄ったお店等に押し掛ける行為
- (2号) 「今日は〇〇にいましたね。」「昨日は〇〇にいましたね。」等の行動監視と思われるメモ書きで告げる行為
- (3号) 「出て行け」「〇〇駅まで出てこい」等と義務のないことを要求する行為
- (4号) 隣人を逆恨みして、鍋を叩きながら「ばーか」等大声で叫び威圧する行為
- (5号) 無言電話や被害者が拒んでいるにもかかわらず、SNSのダイレクトメール等を複数回送信する行為
- (6号) 被害者の自宅前に食べかけの食品やたばこの吸い殻をばらまく行為
- (7号) 被害者しか分からない場所に、「〇〇は不倫をしている」等と書いたビラを貼る行為
- (8号) 被害者の自宅ポストに、わいせつなDVDや写真を投函する行為

罰則：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

長野県迷惑行為等防止条例（改正部分抜粋）

（卑わいな行為の禁止）

第4条

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の身体に、直接又は衣服等の上から触れる行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、他人に対する卑わいな言動（次項から第4項までのいずれかに該当するものを除く。）
- 2 何人も、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影してはならない。
- 3 何人も、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、更衣場、便所その他他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所に当該状態である他人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。
- 4 何人も、第2項又は前項の規定による撮影の目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を他人に向け、又は設置してはならない。

（嫌がらせ行為の禁止）

第14条

何人も、正当な理由がなく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情又は自己の性的欲求を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。第5号において同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。第1号において同じ。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。